



2023年7月3日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案）」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、2023年3月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 以下において、我々のIFRS第9号の分類及び測定（及び関連するIFRS第7号の開示）に関する要求事項の適用後レビュー（以下「PIR」という。）全般に関するコメントと個別の質問項目に対する主なコメントを記載する。

PIRに関する全体的なコメント

3. IASBは、PIRを実施し、全般的に当該要求事項は一貫して適用することができ、財務諸表利用者に有用な情報を提供していると結論を下した。それと同時に、IASBは、当該要求事項のいくつかの事項については、理解可能性を改善するための明確化を行うべきであるという結論も下した。IASBは、できるだけ早く対応することが必要なものと識別した事項及び単一の公開草案に含める方が効率的であると判断された事項への対応として、狭い範囲での修正を提案することを決定した。
4. この点、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項は全般的に一貫して適用ことができ財務諸表利用者に有用な情報を提供しているという結論について、我々は納得していない。特に、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関して、PIRではその他の包括利益（OCI）に認識され累積された金額の純損益への振替（「リサイクリング」）が実現した利得に関して現行の要求事項より多くの又はより良い情報を財務諸表利用者が受け取る結果を常にもたらすという主張を支持する証拠は得られなかったこととしたことを遺憾に思っている。我々は、企業の業績指標としての純利益を重視する観点から、当該資本性金融資産については処分時に未実現損益をリサイクリングするメカニズムが必要であると引き続き強く信じている。

5. 一方、理解可能性を改善するための明確化を行うために行っている狭い範囲での修正に関する提案については、適時に課題に対応しようとしている IASB の努力に感謝している。
6. 特に、我々は、金融資産の分類における契約上のキャッシュ・フローの特性について、これまで IASB に対し、IFRS 第 9 号の開発時に想定されていなかった ESG 連動要素が組み込まれた新たな種類の金融商品が増加しており、利害関係者の関心が高まっていることから、このような金融商品に関する会計上の取扱いを明確化すべきであると意見発信してきた。また、ESG 連動要素を含む金融資産のすべてについて公正価値で測定されることは適切ではなく、償却原価による測定が適切な場合があると考えてきた。このため、本公開草案において、ESG 連動要素を含む金融資産が償却原価により測定する金融資産に分類される可能性を探求する IASB の方向性を支持している。
7. しかしながら、以下の個別の質問項目に関するコメントに記載のとおり、いくつかの項目について説明が十分でない場合や既存の定めと不整合が生じている場合が見受けられている。このため、我々は、公開草案の定めについて見直しを図るべき、又は説明を追加すべきと考えており、そのような対応を行うことによって、改正された基準が利害関係者の期待により合致するものになることを希望する。

個別の質問項目に関する主なコメント

(電子送金で決済される金融負債の認識の中止)

8. 我々は、会計処理の明確化のために利害関係者からのニーズに対応するための実務上の便宜として、電子決済システムを用いて現金で決済される金融負債を決済日前に免責されたとみなすことを認めるという提案に同意する。
9. 電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止に関する定めを設けることにあわせて、本公開草案は、通常の方法による金融資産の売買又は B3.3.8 項を適用する場合以外について、金融資産又は金融負債の性質及び取引の内容にかかわらず、当初認識及び認識の中止に常に決済日会計を適用することを要求するために B3.1.2A 項を追加している。この点に関して、我々は、この定めを設けることによって、IFRS 第 9 号の既存の定め（例えば、デリバティブの当初認識）との不整合が生じることを懸念している。
10. このため、我々は、見直された IFRS 第 9 号では、IFRS 第 9 号の既存の定めとの関係を考慮した上で、決済日会計を適用すべき局面を特定し、明確に示すべきであると考えている。

(金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件)

検討のアプローチ

11. IASB は、基本的な融資の取決めと整合的な利息の諸要素について全般的に対応することにより、PIR で示された利害関係者の懸念や要望に適時に対処しようとしている。しかしながら、我々は、本公開草案の提案では、ESG 連動要素を有する金融商品が「元本及び利息に対する支払のみ」の規準（以下「SPPI 要件」という。）を満たす場合について、十分に説明できていないと考えている。
12. 本公開草案の IFRS 第 9 号 B4. 1. 8A 項は「利息についての評価は、企業が**どれだけ**の補償を受け取るのかではなく、企業が**何に対して**補償されるのかに焦点を当てる。」としている。また、本公開草案の IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項は、「契約上のキャッシュ・フローの変更が基本的な融資の取決めと整合的であるためには、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものでなければならない。」としている。我々は、これらの記載の関係性が明確でないと考えている。これは、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものであるからといって、融資者にとって融資に係るリスクやコストが発生する訳ではないと考えているからである。
13. 我々は、本修正を適切に実務に適用するために明瞭な説明が必要であると強く信じている。このため、IASB は、SPPI 要件を満たす利息の要素に関する説明と偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものであることに関する要求事項との関係について説明を補強すべきと考える。

偶発的事象の発生の蓋然性

14. 偶発的事象の発生の蓋然性に関して、本公開草案で提案された IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項では、現行の IFRS 第 9 号と同様に、契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際、真正でない契約条件を除き、偶発的事象の発生の蓋然性は考慮しないとしている。しかし、ESG 連動要素を有する金融資産の中には、財務制限条項と同様に、条件を満たす（又は満たさない）ことは稀なものと位置付けられている場合も存在し得ると考えられる。我々は、条件を満たす（又は満たさない）ことが稀な契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する必要はないと考えているため、真正でない契約条件を除くだけでは不十分であると考えている。

(開示—契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件)

適用される範囲

15. 本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項は、偶発的事象の発生（又は不発生）に基づき契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契

約条件についての開示要求を提案している。我々は、この開示の要求事項の対象となる契約条件の範囲が広範囲となることを懸念している。

16. 我々は、今回の開示の要求事項に関する議論のきっかけが ESG 連動要素であったことを踏まえると、利害関係者から特に関心が高い ESG 連動要素に限定して開示を求めることを提案する。

定量的情報の開示

17. 本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項(b)の契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する定量的情報については、偶発的事象の発生の蓋然性が不明な状況においてどこまで有用か疑問がある。
18. 我々は、代替案として、必ず定量的情報の開示を求めるのではなく、開示目的を達成する観点から、企業の判断によって本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項(a)の当該偶発的事象の性質に関する定性的記述の文脈に応じて定量的な側面を説明することを企業に求めることを提案する。
19. 個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。
20. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜
企業会計基準委員会 委員長

本公開草案における個々の質問に対するコメント

本公開草案で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

質問 1 — 電子送金で決済される金融負債の認識の中止

IFRS 第 9 号の修正案の B3.3.8 項は、特定の要件が満たされる場合には、企業が現金をいまだ引き渡していなくても電子送金システムを使用して決済される金融負債の認識の中止を行うことを認めることを提案している。

結論の根拠の BC5 項から BC38 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

(IFRS 第 9 号 B3.3.8 項について)

1. 我々は、会計処理の明確化のために利害関係者からのニーズに対応するための実務上の便宜として、電子決済システムを用いて現金で決済される金融負債を決済日前に免責されたとみなすことを認めるという提案に同意する。

概念的には、提案されている IFRS 第 9 号 B3.3.8 項の 3 つの要件を満たした時点であっても、金融負債に係る義務は存在しており、負債の定義を満たしているため、決済日前に金融負債を免責することはできない。しかし、利害関係者からのニーズを踏まえた場合、実務上の便宜という位置付けとして提案されている取扱いを定めることは認められると考える。

2. しかし、我々は、企業が IFRS 第 9 号 B3.3.8 項を適用する場合における決済に使用される金融資産の取扱いについても IFRS 第 9 号で明確化すべきと考える。IFRS 第 9 号 B3.3.8 項は金融負債の認識の中止についてのみを示しているが、本公開草案では決済に使用する金融資産を同時に認識中止すべきかどうかに関するガイダンスを提供していないため、金融資産には決済日会計が適用され認識が中止されないことになると考えられる。我々は、これは IASB が意図するものではないと考えているため、決済に使用する金融資産に関する取扱いについて IFRS 第 9 号で明確化すべきであると提案する。

(IFRS 第 9 号 B3.1.2A 項について)

3. 電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止に関する定めを設けることにあわせて、本公開草案は、通常の方法による金融資産の売買又は B3.3.8 項

を適用する場合以外について、金融資産又は金融負債の性質及び取引の内容にかかわらず、当初認識及び認識の中止に常に決済日会計を適用することを要求するために B3. 1. 2A 項を追加している。この点に関して、我々は、この定めを設けることによって、IFRS 第 9 号の既存の定めとの不整合が生じることを懸念している。

4. 例えば、IFRS 第 9 号 3. 1. 1 項は、金融資産又は金融負債を金融商品の契約条項の当事者になった場合、かつ、その場合にのみ認識することを要求している。この定めに従い、デリバティブ契約は約定日に認識される（IFRS 第 9 号 B3. 1. 2 項(c)及び(d)）。本公開草案の提案は、この要求事項との不整合が生じている。
5. このため、我々は、見直された IFRS 第 9 号では、IFRS 第 9 号の既存の定めとの関係を考慮した上で、決済日会計を適用すべき局面を特定し、明確に示すべきであると考え。

質問 2 —金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件

IFRS 第 9 号の修正案の B4. 1. 8A 項及び B4. 1. 10A 項は、企業が以下をどのように評価することを要求されるかについて提案している。

(a) B4. 1. 7A 項を適用する目的における利息

(b) B4. 1. 10 項を適用する目的における契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

IFRS 第 9 号の B4. 1. 13 項及び B4. 1. 14 項の修正案は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している金融資産、又は有していない金融資産に関する追加的な例を提案している。

結論の根拠の BC39 項から BC72 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

(検討のアプローチ)

6. 本公開草案において、ESG 連動要素を含む金融資産が償却原価により測定する金融資産に分類される可能性を探求する IASB の努力に感謝している。我々は、これま

で IASB に対し、IFRS 第 9 号の開発時に想定されていなかった ESG 連動要素が組み込まれた新たな種類の金融商品が増加しており、利害関係者の関心が高まっていることから、このような金融商品に関する会計上の取扱いを明確化すべきであると意見発信してきた。また、ESG 連動要素を含む金融資産のすべてについて公正価値で測定することは適切ではなく、そのような金融資産を償却原価で測定することが適切な場合があると考えてきた。

7. ここで、IASB は、基本的な融資の取決めと統合的な利息の諸要素について全般的に対応することにより、PIR で示された利害関係者の懸念や要望に適時に対処しようとしている。しかしながら、我々は、本公開草案の提案では、ESG 連動要素を有する金融商品が「元本及び利息に対する支払のみ」の規準（以下「SPPI 要件」という。）を満たす場合について、十分に説明できていないと考えている。
8. 本公開草案の IFRS 第 9 号 B4. 1. 8A 項は「利息についての評価は、企業が**どれだけ**の補償を受け取るのかではなく、企業が**何に対して**補償されるのかに焦点を当てる。」としている。また、本公開草案の IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項は、「契約上のキャッシュ・フローの変更が基本的な融資の取決めと統合的であるためには、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものでなければならない。」としている。我々は、これらの記載の関係性が明確でないと考えている。これは、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものであるからといって、融資者にとって融資に係るリスクやコストが発生する訳ではないと考えているからである。
9. 例えば、温室効果ガス（GHG）排出量に関する条件が付されている場合、融資者にとってどのような融資に係るリスクやコストが生じるか必ずしも明らかではないと考えている。長期的な観点からは、企業が GHG 排出量に関する規制を満たせない場合、当該企業の事業継続が困難となり、信用リスクの問題が生じる可能性がある。しかし、これまでの契約で見受けられる偶発的事象に関する条件は、融資者において融資に係るリスクやコストを生じさせる条件というよりも、借手である企業の事業活動が社会的要請に沿ってより良い方向に向かうことに対するインセンティブと位置付ける方が適切な場合が多いと考えられる。
10. これに関連して、本公開草案の B4. 1. 13 項では、金融商品 EA として、債務者が前報告期間中に GHG 排出量の契約で定められた削減を達成した場合に、金利が所定のベースポイント分、定期的に調整される融資の設例を示している。しかし、この設例では、融資者にとって、どのような融資に係るリスクやコストが生じるか説明されていない。そのため、当該設例では、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有であり、キャッシュ・フローの変動を利払いに織り込めば、いかなる契約条件も SPPI 要件とのコンフリクトを生じさせないであろうと解釈することができ

る。しかし、この解釈は SPPI 要件を満たすための必要条件と十分条件を逆にしていたものであり、不適切と考える。

11. また、我々の法域では、債務者に固有な ESG 連動要素を有する金融商品で、条件不達成の場合に金利が変動するのではなく、債務者に特定の第三者に寄付を要求するものが見受けられている。当該要素が債務者に固有であり、偶発的事象の発生（又は不発生）によりキャッシュ・フローが変化する場合、当該キャッシュ・フローが金利に反映される場合は利息の要素を満たすが、それ以外の場合には満たさないと結論づけるのは説得的でないと考え。
12. さらに、偶発的事象の発生（又は不発生）に基づき、債務者に固有の条件によるキャッシュ・フローの変動が利益マージンの範囲内であれば、当該キャッシュ・フローは利息の要素を満たすという主張があり得る。しかしながら、この場合、明らかに利息ではない契約上のキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たすことになりかねないため、我々はこの主張に同意しない。この点、本公開草案では、IFRS 第 9 号 B4.1.8A 項「契約上のキャッシュ・フローの変化が、基本的な融資のリスク又はコストの変動の方向及び規模と一致しない場合には、基本的な融資の取決めと整合的ではない。」との定めを設けることを提案している。しかしながら、我々は、この定めだけでは明らかに利息ではないキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たすことを妨げることはならないと考えている。
13. 我々は、本修正を適切に実務に適用するために明瞭な説明が必要であると強く信じている。このため、IASB は、SPPI 要件を満たす利息の要素に関する説明と偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものであることに関する要求事項との関係について説明を補強すべきと考える。
14. 仮に両者の関係を上手く説明できない場合には、基本的な融資の取決めと整合的な利息の諸要素について全般的に対応するという本公開草案のアプローチが機能しないことを示している可能性がある。その場合には、ESG 連動要素に対象を絞った例外規定を設ける方がより適切に課題に対応できる可能性があり、検討のアプローチを再検討することが考えられる。

（偶発的事象の発生（又は不発生）が債務者に固有であることを求める定め）

15. 本公開草案は、契約上のキャッシュ・フローの変更が基本的な融資の取決めと整合的であるためには、偶発的事象の発生（又は不発生）が債務者に固有のものでなければならないとしている。この提案は、ESG 連動要素への対応として考案されたものと考えられる。しかし、このような定めを導入することによって、想定外の影響が発生することを懸念する。例えば、契約上金利キャップ又はフロアー条件が付き

れている金融商品は SPPI 要件を満たすと考えられてきたが、当該要件を満たさないとして SPPI 要件を満たさないものとして扱われるかもしれない。

(ESG 連動要素によるキャッシュ・フローの変動の償却原価への反映方法)

16. ESG 連動要素を有する金融資産が償却原価に分類される場合、償却原価に ESG 連動要素によるキャッシュ・フローの変動をどのタイミングでどのように反映するか（例えば、発生可能性が高くなった時点又は条件達成（又は未達成）の時点か、期待値を考慮するかなど）を明確にする必要があると考えられる。

(偶発的事象の発生の蓋然性)

17. 偶発的事象の発生の蓋然性に関して、本公開草案で提案された IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項では、現行の IFRS 第 9 号と同様に、契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際、真正でない契約条件を除き、偶発的事象の発生の蓋然性は考慮しないとしている。しかし、ESG 連動要素を有する金融資産の中には、財務制限条項と同様に、条件を満たす（又は満たさない）ことは稀なものと位置付けられている場合も存在し得ると考えられる。我々は、条件を満たす（又は満たさない）ことが稀な契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する必要はないと考えているため、真正でない契約条件を除くだけでは不十分であると考ええる。

質問 3 —金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産

IFRS 第 9 号の B4. 1. 16 項の修正案及び B4. 1. 16A 項を追加する提案は、「ノンリコース」という用語の記述を拡充している。

IFRS 第 9 号の修正案の B4. 1. 17A 項は、ノンリコース要素を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に企業が考慮することが必要となる可能性のある要因を例示している。

結論の根拠の BC73 項から BC79 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

18. 公開草案の提案に同意する。これは、本公開草案の提案は、ノンリコース要素を有する金融資産と他の担保付の金融資産の相違を明確化し、特定の資産を有する特別目的会社への投資及び／又は融資が IFRS 第 9 号における SPPI 要件を満たすかどうかの考慮事項を示すものであるためである。本公開草案の提案は、実務における一貫性のある適用に資すると考える。

質問 4 —金融資産の分類—契約上リンクしている金融商品

IFRS 第 9 号の B4. 1. 20 項から B4. 1. 21 項の修正案及び B4. 1. 20A 項を追加する提案は、IFRS 第 9 号の B4. 1. 21 項から B. 4. 1. 26 項の範囲に含まれる契約上リンクしている複数の金融商品を含んだ取引についての記述を明確化している。

B4. 1. 23 項の修正案は、原金融商品プールの中の金融商品への参照には、IFRS 第 9 号における分類の要求事項の範囲に含まれない金融商品も含まれる旨を明確化している。

結論の根拠の BC80 項から BC93 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

19. 本公開草案の提案に同意する。これは、我々は従来から原金融商品プールにおけるリース債権の取扱いを明確化すべきと述べており、また、本提案における他の明確化についても従来から実務で理解されていた考え方と整合するものと考えられるためである。

質問 5 —開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資

公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する資本性金融商品に対する投資について、本公開草案は次の修正を提案している。

(a) IFRS 第 7 号の第 11A 項(c)を、報告期間の末日現在の金融商品のそれぞれの公正

価値ではなく資本性金融商品の公正価値の総額の開示を要求するように修正する。

(b) IFRS 第 7 号の第 11A 項(f)において、当期中のその他の包括利益に表示した公正価値の変動の開示を企業に要求する。

結論の根拠の BC94 項から BC97 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

(FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関する会計処理)

20. IASB は、PIR の一部として、事後的な公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択 (FVOCI オプション) を適用する資本性金融資産の会計処理について寄せられたフィードバック及び集められた証拠 (学術的証拠を含む) に関して議論し、その結果、このような資本性金融資産についての IFRS 第 9 号の要求事項は概ね IASB が意図したとおりに機能しているとして変更を加えないことを決定した。この点、我々は、これまで企業の業績指標としての純利益を重視する観点から、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産については処分時に未実現損益をリサイクリングするメカニズムが必要であると考えており、IASB の決定を遺憾に思っている。

(IFRS 第 7 号第 11A 項(c)の修正)

21. 本公開草案の提案に同意する。これは、PIR で寄せられたフィードバックのとおり、期末に保有する FVOCI オプションを適用するそれぞれの資本性金融資産の公正価値を開示することは財務諸表作成者にとって煩雑である一方、必ずしも財務諸表利用者に有用な情報を提供していないと考えられるためである。

(IFRS 第 7 号第 11A 項(f)の追加的な開示の要求事項)

22. 我々は、報告期間中の FVOCI オプションを適用する資本性金融資産の公正価値の変動とその内訳について追加的に開示することに関して、便益がコストを上回るかどうかに関して懸念を持っている。
23. 現行の基準は、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産の処分及び実現損益に関する情報として、期中に認識の中止を行った当該資本性金融資産に係る認識の中止時の公正価値や処分に係る利得又は損失などの情報を、企業に開示することを要

求している（IFRS 第 7 号第 11B 項参照）。これらの情報は、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産の処分時に未実現損益をリサイクリングしていない状況においては最も重要な情報であると考えられる。我々は、このような重要な情報に関する開示が既に求められているにもかかわらず、本公開草案が提案する追加的な開示要求がどこまで追加的な便益をもたらすか疑問がある。

24. また、我々の法域の財務諸表作成者は、本公開草案で提案されている開示を行うための情報を収集するためには、取引単位でデータを細分化する必要がある、特に同一報告期間内に FVOCI オプションを適用する特定の資本性金融資産の追加取得及び一部売却を行うような場合には、開示を行うための情報を把握することが困難であると述べている。このため、我々は、発生すると見込まれる追加的なコストが得られる便益を上回ると考えている。

質問 6 —開示—契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

IFRS 第 7 号の修正案の第 20B 項は、偶発的事象の発生（又は不発生）に基づき契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件についての開示要求を提案している。この要求事項案は、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の各クラス及び償却原価で測定する金融負債の各クラスに適用される（第 20C 項）。

結論の根拠の BC98 項から BC104 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

(適用される範囲)

25. 本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項は、偶発的事象の発生（又は不発生）に基づき契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件についての開示要求を提案している。我々は、この開示の要求事項の対象となる契約条件の範囲が広範囲となることを懸念している。
26. 提案された IFRS 第 7 号第 20B 項の追加の開示要求事項は ESG 連動要素に関する議論から派生したものと考えているが、この要求事項は ESG 連動要素にのみ適用され

るものではないと理解している。そのため、ESG 連動要素以外の偶発的事象の発生（又は不発生）に関する契約条件を含む契約は、非常に広範囲となり、この開示要求事項を遵守するための情報収集に関して実務負担が生じると考えられる。さらに、我々は、契約条件が多岐にわたる中で開示される情報の範囲が明確でないことにも留意している。

27. 以上のことから、我々は、今回の開示の要求事項に関する議論のきっかけが ESG 連動要素であったことを踏まえると、利害関係者から特に関心が高い ESG 連動要素に限定して開示を求めることを提案する。

（定量的情報の開示）

28. 本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項 (b) の契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する定量的情報については、偶発的事象の発生の蓋然性が不明な状況においてどこまで有用か疑問がある。さらに言えば、我々は、変更の範囲に関する定量的情報だけでは財務諸表利用者をミスリードさせる可能性があることを懸念している。
29. 我々は、代替案として、必ず定量的情報の開示を求めるのではなく、開示目的を達成する観点から、企業の判断によって本公開草案で提案された IFRS 第 7 号第 20B 項 (a) の当該偶発的事象の性質に関する定性的記述の文脈に応じて定量的な側面を説明することを企業に求めることを提案する。

質問 7 — 経過措置

IFRS 第 9 号の修正案の 7.2.47 項から 7.2.49 項は、この修正を遡及適用することを企業に要求しているが、比較情報を修正再表示することは要求していない。また、この修正は、これらの修正を適用する結果として測定区分を変更した金融資産に関する情報を開示することを企業に要求することも提案している。

結論の根拠の BC105 項から BC107 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

30. 我々は、比較情報を修正再表示することは要求しないとする経過措置を設ける提案に同意する。
31. IAS 第 8 号に従って遡及修正を行った場合には、実務負担が生じる可能性があると考えている。例えば、企業が ESG 連動要素を有する金融資産を契約上のキャッシュ・フローの特性が SPPI 要件を満たさず純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として会計処理していた場合、今回の修正により、当該金融資産を償却原価で測定される金融資産に修正する可能性がある。このような場合に、遡及修正を行うには、償却原価の再計算や過年度の予想信用損失の算定等が必要となり、追加的なデータの収集などの実務負担が生じる可能性がある。このため、遡及適用に関する実務負担の軽減の観点から、比較情報を修正再表示することは要求しないとする経過措置を設けることは適切と考えられる。

以 上